

企業の社会的責任と市民の社会的関与の研究 —大学と社会をつなぐ体験的な学びの視点から

齋藤 百合子

コーディネーター 齋藤 百合子 (明治学院大学国際学部)
 共同研究者 吉井 淳 (明治学院大学国際学部・共同研究者)
 櫻井 結花 (桃山学院大学経営学部・共同研究者)

1. 本研究の背景と目的

1990年代、グローバル化は加速し、生産拠点を海外に移転したり、製品の原料や生鮮品としての取引の量は進展した。しかし、グローバルなビジネスを支えるサプライチェーンにおける生産や採取が行われる新興国や途上国では、労働現場での労働者の権利侵害が人権擁護 NGO などによってたびたび指摘されてきた。たとえばナイキ社の事例がある。1990年代初頭に、スポーツウェアやシューズを製造販売しているナイキ社は、委託生産地のひとつであるインドネシアでの生産工程で児童労働をさせていたり、労働者の待遇や環境が整備されていないことが NGO らによって告発された。ナイキ社は当初、委託先の海外生産拠点での労働搾取の責任を回避しようとしたが、ナイキブランドの製品が人権侵害の下で製造されていることを不満とした消費者らはナイキ製品不買運動に発展した。その後、ナイキ社は、企業の責任はサプライチェーンにまで社会的要請があるとして、社内で企業の社会的責任 (CSR) を実施し、不買運動等で暴落していた株価の上昇を実現させた (ラギー 2014:43-45、伊吹 2003:55-57、Spar, D.L. and Burns, J.L. 2008)。

また、第一次産業である農業や漁業の現場、また第一次産品を加工した製品として海外に輸出するビジネスでは、労働者不足から正規、非正規滞在の移民労働者を雇用することがあるが、その労働現場では労働者としての権利だけでなく、人間としての尊厳や生命までも脅かされる事例が少なくない。本研究2年間で合計3回開催した国際シンポジウムでの報告者らは、その実情を報告している。

このような背景の下、本研究では次のような問いを立てた。グローバルに展開する企業の社会的責任はどうあるべきか。また、人権侵害された人々が侵害された権利を救済し、被害から回復するにはどうしたらよいのか。NGO などの支援団体はどのような支援を行っているのか。また、「グローバル人材」養成が高等教育において要請されている現在、グローバル化の光と影の部分を学生にどのように伝えたらよいのか。その手法はどのようなものがあるのか。これらは次の3点にまとめることができる。

- (1) グローバルビジネスと人権 (企業の社会的責任、ビジネスと人権)

- (2) 市民社会の研究（市民の社会的関与、NGO の役割など）
- (3) 教育手法の開発および研究（教材や授業の展開、フィールドスタディ、アクティブ・ラーニング、などの体験学習実践など）

グローバルに展開するビジネスや国を越えて働く移住労働者、そして人権侵害に遭ったときの支援団体、支援の役割はなにか。また現代社会で実際に起きているこうした事柄をどのように教育現場で伝え、解決方法を考えていくのかという本研究の課題は、国際経営学、国際法学、開発学（社会開発）、教育学、そして国際関係学や国際政治学など、多分野横断の中で捉えていく必要がある。本共同研究のメンバーは、経営学、国際法、そして開発学の研究者で、かつ各人が、授業でアクティブラーニングやフィールド教育などの実践的な取組を行っており、メンバー同士で議論によって研究課題を深めることができた。

2. 研究成果

本研究の成果について（1）企業の社会的責任に関する制度¹、（2）国を越えたビジネスにおいて人権が保障されていない事例（移住労働者を含む）と民間組織（NGO など）の支援、（3）こうした現代社会を知る・伝える・考えるための教育手法について、の3点について記す。そのうえで、考察と課題を最後に記す。

（1）企業の社会的責任に関する制度

① グローバル企業の事業展開と社会的要請の相克

グローバル化が進展した 1990 年代は、とくにグローバルに展開する多国籍企業やそのサプライチェーンの末端の新興国や途上国ではビジネスの有害な影響を受ける個人や地域社会が顕在化した。多くの企業は、国外での関連企業のビジネスが労働者やその地域社会に有害な影響を与えたことがマスコミや NGO などに告発されても、独立した提携先での企業における生産や製造の責任である、現地企業の責任であると責任転嫁をしがちであった。例えば、ナイキ社の事例がある。

スポーツウエアやシューズメーカーのナイキ社は 1990 年代初頭に、海外生産拠点地における低賃金、長時間労働、恣意的な虐待、児童労働などが告発され、米国で市民や NGO による抗議運動が展開された。ナイキ社は当初、サプライチェーンのひとつである海外生産工場に責任を転嫁していたが、グローバル・ブランドであるナイキ社が社会的責任を避ける対応は、企業の社会的要請に欠ける行為として消費者に反映され、米国やカナダ、欧州での製品ボイコット運動などにより製品販売が減少した。その後ナイキ社は、リーダーシップ、インテグリティ（誠実さ）、パートナーシップ、ストラテジー（戦略）の 4 点を重点に、海外生産工場において有害物質の除去を含めた労働環境の改善や苦情への対応に段階的に企業の社会的責任（CSR）を実践し、ナイキ社の危機は取り払われていった（ラギー 2014:43-45、伊吹 2003:55-57、Spar, D.L. and Burns, J.L. 2008）。

ナイキ社の事例は、グローバルに製品を販売する企業は、サプライチェーンにおいても人権侵

害や環境破壊などを起こさずに製品を生産すること、また企業側はサプライチェーンにおいて労働者の人権を尊重していることを明確に示す（CSR として）必要があることが明らかになった。

しかし、ナイキ社の場合は、NGO や消費者の声が企業のサプライチェーンでの人権尊重や透明性確保の実現に寄与したが、グローバルな企業の責任と社会的要請は必ずしも一致するものではなかった。1990 年代後半、国連人権促進保護小委員会は「超国家企業その他のビジネス活動の人権に関する規範」と呼ばれる、ビジネスと人権に関する規範づくりを、条約に似た法文書の起草を開始したが、それはかえってビジネス界と人権擁護団体の間に深刻な軋轢を生み出した。その起草内容は、起草段階でビジネス界の参加や関与を求めずに、国連が一方向的に企業に対して「人権を、促進し、その実現を確保し、尊重し、その尊重を確保し、そして保護する」ことを求めるものだったのでビジネス界は反発し、人権擁護団体は企業に拘束力ある義務を設けるこの提案を歓迎した。このようにビジネス界と人権擁護団体の間に溝ができていた（ラギー 2014, 2-3）。

② 「ビジネスと人権に関する国連指導原則」の経緯と内容

このような状況の中、2005 年に当時の国連事務総長コフィ・アナンは、ハーバード大学の政治学者ジョン・ジェラルド・ラギーを「人権と超国家企業及びその他のビジネス活動の問題に関する特別代表」に任命し、企業や政府の役割や人権侵害が行われる際の企業の共犯関係などを調査する任務を課した。「ビジネスの人権に関わる責任を何らかの合理的かつ客観的で権威ある根拠に基づいてもっと明らかにする必要性」を感じていたラギーは、まずビジネスと人権侵害の関係を丹念に調査し、その後、「国家による人権の保護、企業による人権の尊重、救済のアクセスの枠組み」（2008 年）を国連理事会に提案し、全会一致で承認された。さらにその 3 年後 2011 年に、この「枠組み」を実施するための「ビジネスと人権に関する国連指導原則」（以下、指導原則）も全会一致で承認された（表 1、ラギー 2014, 4-7 Ruggie 2013xix）。

表 1 「ビジネスと人権に関する国連指導原則」の基本的な枠組み

国家による人権の保護
企業における人権の尊重
救済へのアクセス

（筆者作成）

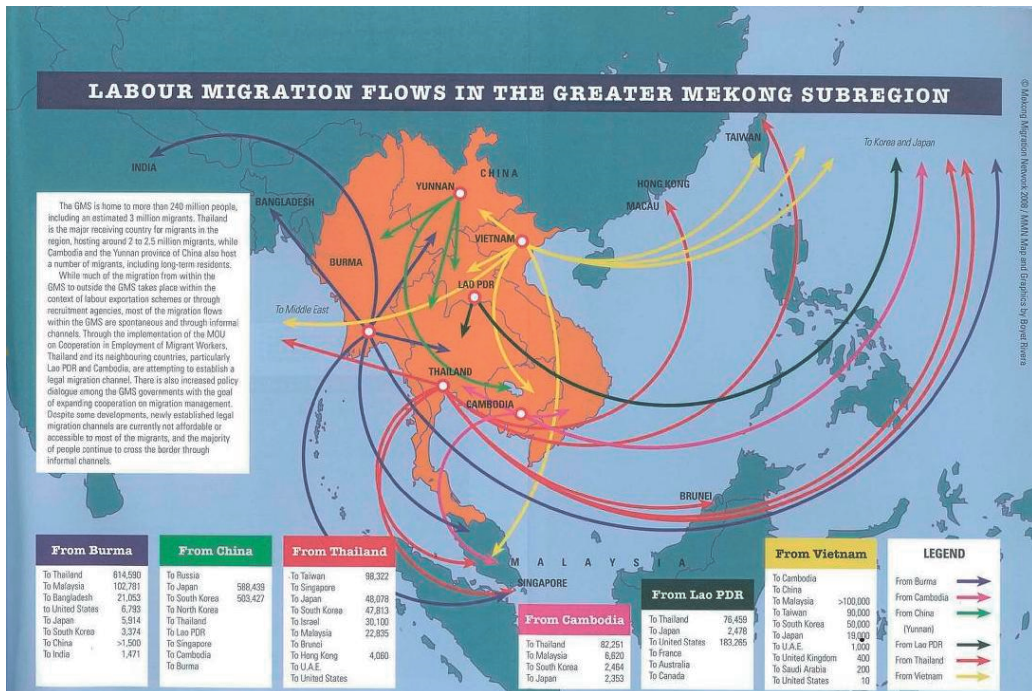
国連人権委員会が 1990 年代後半に起草しようとした「超国家企業その他のビジネス活動の人権に関する規範」がビジネス界と人権擁護団体の軋轢を生じさせたのに、2011 年には「指導原則」が国連での全会一致、そしてビジネス界にも容認され（代表的な人権擁護団体はある程度の容認）たのはなぜか。それは「指導原則」を策定したラギーが国際政治学博士で、公共の法政策のシステム、多国籍企業による影響を受けそれに利害を持つ利益関係者に關係する市民ガバナンスのシステム、そして企業ガバナンスシステムと、複数のシステムの中心が存在する、多中心型ガバナンスとみなし、多中心型ガバナンス論の知見から「ビジネスと人権」という複雑で常に軋

轍が生じていた課題に対応したからであることを自著に記している（ラギー 2014:52）。この「指導原則」が、国際条約でも国際法でもなく、人権を保護し、尊重し、権利が侵害されたときの救済は企業だけでなく国家も担う責任があることが明記された、「指導原則」であること、各国の法律や規制を越えてグローバルにビジネスを展開する企業に法的規制ではなく、人権侵害の防止と人権侵害事案発生時の初期対応に重きをおいたデュー・デリジェンスという人権保護をより適正に推進する方法を示したからであろう。

(2)－1 国を越えたビジネスにおいて人権が保障されていない事例（移住労働者を含む）と民間組織（NGO など）の支援

「指導原則」が承認された 2011 年前後から、企業の社会的責任（CSR）の中に人権の尊重を明記し、人権侵害申立の窓口を設定する企業が増えた。また、サプライチェーンの先の海外生産拠点や紛争地域における鉱物採掘地における人権侵害に対して企業の人権尊重を促す法律や制度が制定されるようにもなった。たとえば、米国金融規制改革法²（ドッド・フランク法とも呼ばれる）の中に紛争鉱物条項（第 1502 号）が制定され、紛争鉱物の取引をめぐる責任あるサプライチェーンを後押しする。またイギリスでは現代の奴隷と言われる強制労働や人身取引を防止し、規制する英国現代奴隷法が 2015 年に成立した³。インドでは 14 歳以下の児童労働を禁止する児童労働規制法が 2016 年 8 月に制定された⁴。

図 1 メコン地域における人の移動



出所) Mekong Migration Network

しかし、本研究の調査および主催した国際シンポジウムでの海外ゲストからの報告、その後のヒアリング調査などで明らかになったのは、2011年の「指導原則」以降も、サプライチェーンの現場での当該国の労働者や移住労働者、またその支援者までもが、国家の人権の保護、企業の人権の尊重、救済へのアクセスの三原則がまだまだ実現していない実態であった。とくに東南アジアのASEAN域内ではASEAN経済共同体というASEAN版EUの実現を目指した経済共同体が2015年12月から発足し、域内の人の移動（図1）、物流、情報や資本の移動が活性化しているが、その中で、人権が脅かされた事例が次の5点から認識することができた。

- 事例①東南アジアのメコン地域におけるグローバルブランド製品を生産する多国籍企業における労働者の人権侵害
- 事例②タイ企業が第一次産品を加工して輸出する第二次産業における移住労働者らおよび支援者に対する人権侵害
- 事例③メコン諸国のカンボジアやミャンマー、ラオス出身者がタイを経由してインドネシア沖の漁船で強制労働させられていた事例
- 事例④カンボジアやミャンマーから日本への技能実習生の問題点
- 事例⑤タイ人女性が正規の海外就労斡旋会社を通して、ヨーロッパにベリー果実摘み労働者として渡航したのち現地の企業で労働搾取された事例

さらに本研究では、就労先で人権侵害を受けても救済のアクセスがなかった、もしくはあっても適用されなかった当事者が相互に扶助する自助グループを形成して活動を展開している事例も国際シンポジウム等でとりあげた。海外の労働現場で人身取引に遭って帰国したタイ人女性の当事者グループ Live Our Lives（以下、LOL）や、インドネシア沖の漁船での強制労働から帰国したタイ人男性らの自助グループやミャンマー移民と家族そしてコミュニティのためのミャンマー移民による自助グループなどである。彼女・彼らの被害後の状況、そして活動から、「ビジネスと人権」指導原則にある「救済」とは何かという課題が浮かび上がった。

まず、本研究にて明らかになった5件の「ビジネスと人権」における人権侵害の事案について示す。

事例①東南アジアのメコン地域におけるグローバルブランド製品を生産する多国籍企業における労働者の人権侵害

2016年7月22日に明治学院大学において開催した国際シンポジウムにおいて、タイの移住労働者の人権NGOであるMAP財団エグゼクティブダイレクターのブラム・プレス氏は、グローバルに販売されている製品が、新興国タイと途上国ミャンマーの国境地域での多国籍企業の下請け工場において、労働者の労働環境を侵害しながら生産されている実態を発表した。近年は高度技術を駆使した「付加価値」をつけた製品も生産されているが、高度技術を使った生産は先進国で、労働集約的な技術移転が期待できない低賃金の労働は途上国で、と二分化されているという。ブラム氏はタイ、ミャンマー、カンボジア、インドネシアにおいて衣類、スポーツ用品、スポ

ーツウェアなどを生産する有名ブランドのスポーツウェアメーカー、衣類販売などを行う日系企業において、労働における人権侵害が発生していると報告した。いずれの国でも日本など先進国から外資企業を誘致するための工業団地が設置されているが、近年ではより低賃金のワーカーを求めて、国境近くに工場が設置されることも多くなってきた。たとえばタイ・ミャンマー国境では、タイ側のメーソッドの工場にミャンマーからの移民労働者を雇用している。それらの日系企業では、労働組合の強制解散、ミャンマー移住労働者のパスポートの取り上げ、残業の強要（以上、タイ）、低賃金、児童労働（以上、ミャンマー）、労働組合幹部の解雇、工場倒壊により2名が死亡（カンボジア）、38人の組合幹部と組合員の解雇（インドネシア）事案が発生しているとの報告がなされた。

事例②タイ企業が第一次産品を加工して輸出する第二次産業における移住労働者らおよび支援者に対する人権侵害

この事例は、2018年3月8日の国際シンポジウムにおけるアンディ・ホール氏へのインタビューとその後のフィンウォッチのホームページ等の資料情報によるものである。

タイでは1990年代は労働者不足が深刻だった。とくに日本の3K（キツイ、キケン、キタナイ）に当たる、英語での3Dの仕事—危険（Dangerous）、汚い（Dirty）、きつい（Demanding）仕事とされる農業や漁業などの第一次産業、水産加工業など工場が集中する地域における第二次産業では特にタイ人労働者に代わって周辺国のミャンマー、カンボジア、ラオス、ベトナムからの移住労働者が従事していた。

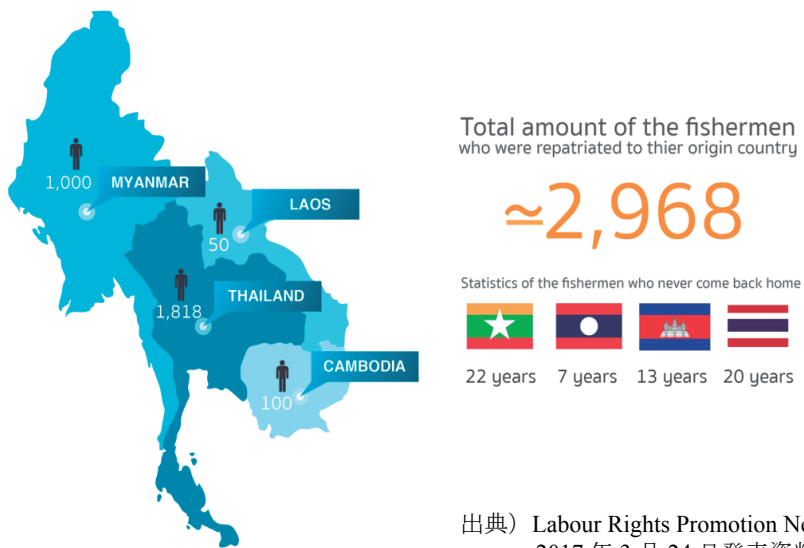
この事例は、移住労働者の人権侵害を告発した支援者兼リサーチャーが企業によって名誉棄損で訴えられ、タイの司法が有罪判決を下したものである。まず、この事例とその経緯、問題点を記す。フィンランドにおけるグローバル企業の責任について調査研究するNGOフィンウォッチは、パイナップルジュースやパイナップル缶およびツナ缶を製造輸出しているタイの企業タイユニオン社とユニコード社およびパイナップル缶を製造するナチュラルフルーツ社における企業と人権について調査するよう人権活動家アンディ・ホールに依頼した。2011年、2012年の調査を経てフィンウォッチは2013年に「Cheap has a high price⁵」（安さは高い代償を伴う）を発表し、報告書をホームページで公開した。ナチュラルフルーツ社の製造を担う移住労働者らをもとに調査し、その結果を2013年に発表した。ツナ缶を製造する上記2社は、移住労働者らの聞き取り内容に対する会社の見解をインタビューに応じて述べたが、ナチュラルフルーツ社はインタビューに応じなかった。調査報告書の内容は、3社とも移住労働者に対する待遇は人権基準を満たしていないと指摘した。とくにナチュラルフルーツ社における人権侵害が深刻であることを報告書は警告し、フィンウォッチはフィンランド政府およびタイ政府に報告した。しかしナチュラルフルーツ社は、ホールを名誉棄損で刑事告訴した上、損害賠償の民事も告訴した。数度の公判を終えて2018年3月26日の裁判判決はホールにナチュラルフルーツ社への損害賠償の支払いを命じた有罪判決が下された⁶。この判決をめぐり、2018年6月現在イギリス、フィンランド、デンマーク、オーストリア、ドイツ政府やEUはこの判決結果に遺憾を示し、国連人権高等弁務官事務所（UNHRHC）やILOなど国際機構や欧州商工会議所はホールへの支持を表明した。ビジネス

による人権侵害に警鐘を鳴らした人権活動家に対する有罪判決が今後どのように展開していくのか、人権の保護、人権の尊重、救済のアクセスという「ビジネスと人権」の三本柱の試金石となる事案である。

事例③メコン諸国のカンボジアやミャンマー、ラオス出身者がタイを経由してインドネシア沖の漁船で強制労働させられていた事例

この事例は、タイの西部の港町であり、水産加工工場も多く、タイ住民よりもミャンマーやカンボジアからの移民人口が多いと言われるサムットサーコン県で、移住労働者とその家族、また移民のコミュニティ活動支援の活動を行う Labour Rights Promotion Network Foundation（以下、LPN）が明らかにしたものである。LPN は移民の相談に対応しながら、製造工場での児童労働などの人権侵害告発、外国人児童の公立学校への通学と多文化共生支援をしている。2017 年 3 月 24 日の国際シンポジウム「メコン地域と日本をつなぐ人身取引問題を考える—シーフード・サプライチェーン、“被害者”支援と当事者運動、そして私たちの役割」でソンボン・サケーオ LPN 代表が報告した内容および 2017 年 8 月に筆者が明治学院大学学生と共にフィールドスタディで LPN を訪問した際にヒアリングした内容である。

図2 インドネシア沖から帰還して本国に帰国した漁船元乗組員と国別最長滞在年数

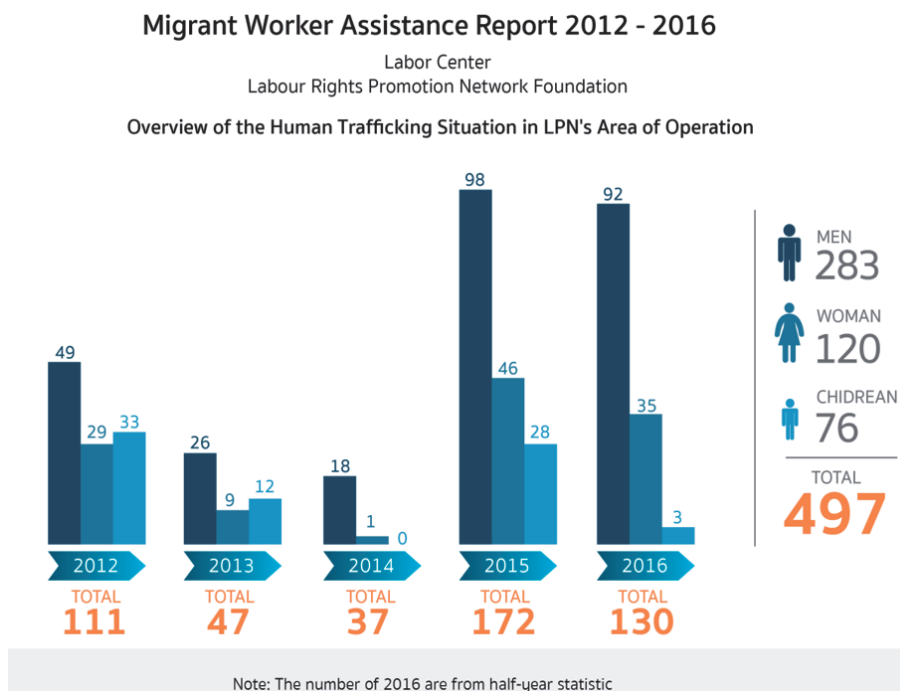


LPN では 2006 年から 2014 年まで、タイ人やミャンマー人の漁船乗組員として働いていた人たちから、度々インドネシア領海のアンボン島やベンジナ島に連れて行かれ帰れない人々の救援要請を受けていた。2015 年 3 月に LPN がチームでアンボン島に行くと、そこには約 2000 人のミャンマー人や 500 人のタイ人、ほかにもカンボジア人やラオス人の男性が、約 12 歳のときにタイから騙されて船に乗せられて漁船で働かされており、中には 22 年も帰国できなかったミヤ

ンマー人男性がいたことが発覚した（図 2）。病死や自死、また厳しい環境から身を守るために記憶喪失など心神喪失状態になっていた人も 100 人ほどいたという。この男性らは国籍に関係なく、タイから漁船にタイ人漁船従事者としての偽造書類で乗船し、途中、なんども書類の偽造が行われ、自身の雇用主が誰なのかもわからない状態になっていた。彼らは平均 6 年漁業に従事していたが、船長から渡される給料は低額だった⁷。LPN は 2012 年から 2016 年の間に、合計 497 人の支援をしてきたが、図 3 に見るように 2015 年と 2016 年の男性の数が急増しているのは、インドネシア沖の漁船から戻った男性が急増したからである。

タイ船籍の漁船でタイからインドネシア沖の島に送られ小型漁船で強制労働させられ帰国できずにいたタイ、ミャンマー、カンボジア、ラオスの漁船労働者を発見したニュースは、現代の奴隷、労働搾取型の人身取引などと海外のメディアにもセンセーショナルに取り上げられた。欧米や日本に送られるシーフードもしくはキャットフードなど水産加工物のサプライチェーンの末端で発生していた人権侵害だった（齋藤 2016）

図 3 LPN が支援した人身取引被害者支援（2012～2016 年）



出典) LPN

帰国した人々は、国際メディアや LPN では人身取引被害者と呼ばれたが、帰国直後にタイ当局からの事情聴取によって実際に人身取引被害者であると認定された人々の数は限定的だった。タイ行政は、労働搾取取案として、タイ船籍の会社から未払い賃金を当事者の代わりに交渉することは人身取引被害者と認定されなくてもタイ国籍保有者であれば可能だった。しかし、人身取引

被害者と認定されなければ、インドネシアからバンコクまで搭乗した航空券料金を外務省に支払う必要がある。また、人身取引被害者として認定されればアクセスできる起業のための小規模融資などのさまざまなサービスへの機会が非認定者には閉ざされる。人身取引被害者支援の制度はあっても認定基準が厳格化していた。また、ミャンマーやカンボジアなど出身国に帰国した元漁船乗組員らは、出身国で人身取引被害者の認定を受けても被害回復のためのアクセス可能なサービスがなく、タイで未払い賃金の交渉を行うための交通費、滞在費および行政用語の通訳の手配など、救済へのアクセスはたぶんに限定的である⁸。インドネシアで救援されてカンボジアに帰国した元漁船乗組員の帰国後の困難については、カンボジアの人権擁護団体である **Legal Support for Children and Women**（以下、LSCW）の弁護士のソクチャー・モム氏が2016年7月22日の国際シンポジウムで「タイのカンボジア人労働者とシーフード」を報告した。モム氏によれば、カンボジアの人口は60%が25歳以下という年齢分布で、国内での就職難や大家族の扶養の必要等の目的で海外への移住労働が増加している（図4、図5）。海外移住労働先は、高収入が期待される韓国やマレーシア、タイ、そして日本⁹だという。カンボジアに比べてそうした国では賃金は高いが、移住労働先の国では本国の労働者が就労しなくなった3D産業での業種が多く、危険や低賃金がつきものだという。インドネシア沖の漁船労働から帰国した人々の法的支援をしているLSCWでは、帰国者の属性を次のように把握している。年齢は16歳から45歳まで幅広く、貧困家庭出身で教育を受けてない人がほとんどだった。まずタイに就労先を探しに行くのは友人や親族など知人による紹介（社会ネットワーク）を活用し、タイからインドネシア行の船にはブローカーに誘われて乗船した。

ある者は給料を得ていたが、まったく未払いの者もいた。給料未払いの者は、タイの企業と交渉しなければならぬが、タイへの移動、滞在、交渉のための手続き、通訳など、未払い賃金を請求し、獲得するまでの道程が遠い、という救済へのアクセスが確保されていない事例となっていた。LSCWでは、LPNとNGO間の連絡をして、可能な限り、救済へのアクセスを確保する努力を重ねている。

図4 カンボジアの男女別人口ピラミッド

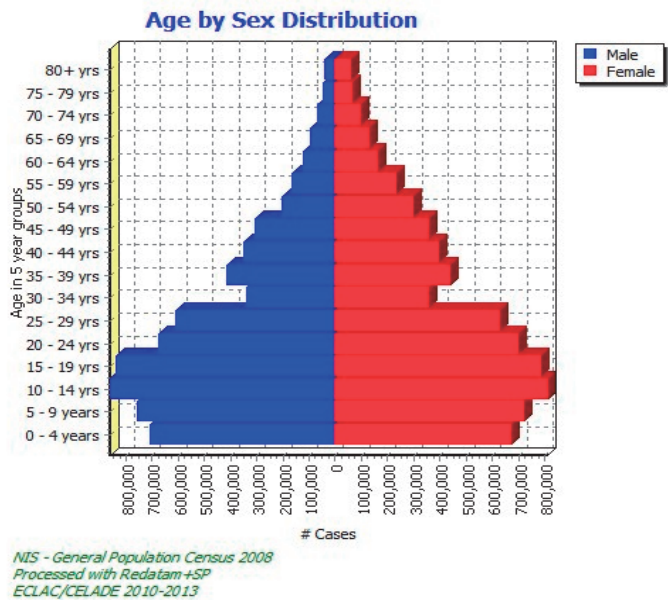
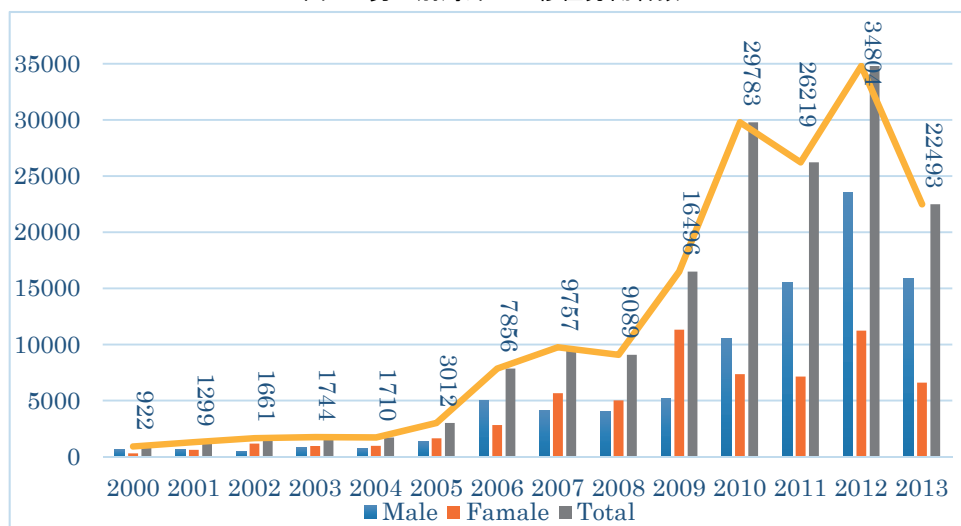


図5 男女別海外への移住労働者数



(出典 図4、5ともソクチャー・モム氏のプレゼンテーション資料から)

事例④カンボジアやミャンマーから日本への技能実習生の問題点

近年、日本に技能実習生として来日する外国人は、これまで主流だった中国人が徐々に減少する代わりに、ベトナム、タイ、インドネシア、ミャンマー、カンボジアなど東南アジア諸国出身者が増加しつつある。その中でも、ミャンマー人は2011年42名から42倍も増えて2015年には1784名となっている(表2)。ミャンマーで民主化のための学生運動など蜂起がなされた1988年世代が中心となり、移住労働者問題も含め市民社会の形成に尽力するNGOの88 Generation Peace and Open Societyのテト・テト・アウン氏は、国際シンポジウム「寛容を超えて—移民と移民家族の社会包摂のための協働」で「ミャンマー人技能実習生—日本への期待と失望」を報告した。

表2 国別技能実習生としての日本入国数 2011年と2015年比較

	国名	2011	2015	2015/2011 (倍)
1	中国	50,279	39,598	0.78 (-22%)
2	ベトナム	6,686	33,047	4.94
3	フィリピン	3,794	10,119	2.66
4	インドネシア	3,564	7,334	2.05
5	タイ	1,790	3,776	2.1
6	カンボジア	245	2,122	8.66
7	ミャンマー	42	1,784	42.4
8	モンゴル	195	339	1.9
9	ラオス	136	131	0.96 (-4%)
10	ネパール	164	94	0.57 (-43%)

出所) 法務省出入国統計

アウン氏は来日直前に面会してきた、劣悪な労働環境に見切りをつけて日本から帰国した元ミャンマー人技能実習生からのヒアリング内容から、日本での技能実習生の問題を次のように述べた。日本での技能実習生制度を活用した就労には、「より良き生活」のために、ミャンマーで得られる技術より「高度な技術」を習得するため、また日本の社会や文化を学び、働いて家族の助けになりたいとの希望を持っている。ヒアリングした女性たちは、渡日前にミャンマーでも縫製工場で働いていたので、より高い縫製技術を学べると考えていたが、日本での就労内容は労働集約型の米国向けのファストファッション衣料の縫製の仕事だった。他の中国人実習生が縫製のミスをすれば、そのミスをミャンマー人実習生が直す但其の修正の時間は時給にカウントされない、監査のときに提出する給与額と実際の給料額に相違があるなど、さまざまな権利侵害があった。その問題を雇用主に訴え、善処を求めたが、彼女たちの来日時の契約を締結した組合他、中間にさまざまな機関があり、労働条件を変えることは困難だったので、帰国を決意した。またミャンマー人女性らは、ミャンマーを出国する前に、技能実習を斡旋する業者に 8000 ドル（約 100 万円）を支払って来日していた。帰国後の女性たちは、政府、ILO など海外での就労に関連する機関複数に、制度の是正や再考を訴えた。彼女たちの訴えを聞いた ILO らの進言もあって、ミャンマー政府は海外就労斡旋費用の減額を業者に命じたが、実際はそれほど影響がないとのことだった。

アウン氏は、日本の技能実習制度の問題は、ミャンマー人労働者と直接の雇用主との協議の労使関係だけでなく、技能実習生の人権を保護するための政府間およびその間の業者などシステムの欠如、実際は就労であるのに技能実習という名のもとで労働者としての権利が擁護されない状態に置かれていることなどを指摘し、日本は韓国が政策を転換したように、問題のある技能実習制度から労働雇用許可制に切り替えたほうが実態に即しているのではないかと、また両政府に移民労働者の権利を保護するための法律や制度などが必要ではないかとの提言も行った。

7 月 22 日の国際シンポジウムの後、来日した海外ゲストと筆者はミャンマー人技能実習生が実際どのように働いているのか、石川県の紡績工場を訪問する機会を得た。その会社では夜勤はあるが残業や夜間手当がきちんと支払われていた。実習生の住居や生活（食物の買出し）の援助、工場周囲の地域住民と技能実習生との理解と交流を図るための地域行事への参加などの配慮がなされていた。1 年ほど働いているというミャンマー人技能実習生は待遇に不満はないが、仕事の内容を帰国時に本国に持ち帰れる（移転）かどうかはわからない、と答えていた。

事例⑤タイ人女性が正規の海外就労斡旋会社を通して、ヨーロッパにベリー果実摘みの労働者として渡航したのち現地の企業で労働搾取された事例

2018 年 3 月 8 日に実施した国際シンポジウムで、タイの人身取引当事者団体の LOL からの参加者 K は、東北タイ出身の自らの経験を述べた。K は、バンコクの就労斡旋業者に斡旋料を借金して支払い、ポーランドのベリー摘みに派遣されたにもかかわらず、現地の雇用者から別の場所での作業を命じられ、冬にもかかわらずコンテナを宿泊所にあてがわれた。しかし、ポーランドの法律では、移住労働者の就労および居住場所は入国時に決まっており、雇用者の命令とはいえ勝手に変えることは許可されておらず、現地の警察に逮捕され拘留された。現地のタイ大使館

の支援はほとんどなく、事態を知ったタイの労働組合が帰国費用を工面し、Kらは無事に帰国できた。しかし、斡旋業者に支払った費用はいまでも借金として残り、返済に追われている。こうした労働搾取をタイ政府は人身取引事案として認定しなかったため、被害者として受け取れるはずの起業支援などサービスを受けることができない。現在は、他の国から帰国した「人身取引被害者」の支援団体 LOL のスタッフとしてピアカウンセリングなどの活動に従事している。

(2) - 2 考察

上記、5つの事例で見てきたように、グローバルにビジネスが展開していく一方で、労働現場にいる移住労働者を含めた人々、またその支援者を含め、侵害された権利を救済するためのシステムやメカニズムがまだ確立されていないために、被害救済策にアクセスができない、という事態が生じていた。こうした事例が闇に埋もれずに明るみに出て、社会に訴える契機をつくったのは、民間支援団体 NGO や労働組合などである。

上記の事例から、支援や国際協力には、国際レベル、国内レベルそれぞれに、さまざまなレベルがある。また、たとえば元漁船乗組員支援におけるタイの LPN とカンボジアの LSCW のように国を越えて支援の連携を構築している事例、Mekong Migration Network 参加の MAP, LSCW, 88Generation のようにタイ、カンボジア、ミャンマーにおいて移住労働者に関するそれぞれのアクションリサーチを行いながら、各国政府および ASEAN や国連などに政策提言していく事例など、それぞれのレベルでネットワーク化した支援の連携が見られた。

表 3 支援のレベル別に見た支援団体 (NGO) や機関および個人

支援のレベル		事例番号	支援団体 (NGO) や機関および個人
国際レベル	政府もしくは政府間、国際機関	⑤ ④	タイ政府と日本 JICA との国際協力 ILO
	国際 NGO	①	MAP 財団
	リサーチャー	②	フィンウォッチ, リサーチャー
国内レベル	ローカルな NGO	③ ⑤	Thailand: MAP 財団, Labour Rights Promotion Network (LPN), Foundation for Women (FFW) Cambodia: Legal Support for Children & Women (LSCW) Myanmar: 88 Generation
	被害に遭った当事者による自助グループ	③ ⑤	Live Our Lives, LPN 支援の帰国者らの自助グループ、ミャンマー人共同体

出所) 筆者作成

(3) ビジネスと人権、サプライチェーンにおける労働者の現実など現代社会を知る・伝える・考えるための教育手法

消費者として、一市民として、また教育機関に関わるものとして、このグローバルビジネスと

そのサプライチェーンでの人権侵害、そして「ビジネスと人権に関する国連指導原則」のことをどのように伝え、考える契機にしていけばよいのか。その一方、高等教育機関では国際競争力増強のための「グローバル人材」の養成が求められているし、「将来はグローバル人材になりたい」と語る学生もいる。人材なのか人財なのか、議論すべき点ではあるがここではその議論は割愛する。グローバルに、つまり国際的に働くこと、グローバルなビジネスを展開する企業において、今後必要とされていくのは、労働環境や自然環境に配慮しながら持続的社會を形成していく市民としての意識の醸成＝市民教育であろう。また経済界が求める、即戦力としての「グローバル人材」ではなく、日本政府にも日本の企業にも現在まだまだ浸透していない「ビジネスと人権」の原則を、具現化する洞察力や行動力をもった社会人であり、地球市民であろう。

このことを本研究期間中に筆者の所属機関である明治学院大学国際学部プログラムおよび授業において実施したアクティブラーニングの実践から伝え、共に考える手法の実践を報告したい。

アクティブラーニングの定義は、溝上の『アクティブラーニングと教授学習パラダイムの転換』において定義された「一方向的な知識伝達型講義を聴くという（受動的）学習を乗り越える意味での、あらゆる能動的な学習のこと。能動的な学習には、書く・話す・発表するなどの活動への関与と、そこで生じる認知プロセスの外化を伴う」（溝上 2014b :7）を援用する。

① 講義とグループ発表の組み合わせのアクティブラーニング

2016 年度春学期および秋学期に明治学院大学国際学部国際キャリア学科で開講していたキャリア教育科目「Life and Career Development 2」において、「モノができるまで—サプライチェーンと価格」というタイトルでワークショップを実施した。まず外部講師に CSR コンサルタントを外部講師として招き、1 枚の T シャツができるまで以下の講義をしていただいた。次週にはグループ活動において「サプライチェーン上で人権侵害を発生させない、適正な T シャツ一枚の価格」についてグループ発表するタスクを事前に伝えた上で、考え方の基本を学ぶ講義の内容は次の流れで実施した（表 4）。

表 4 「モノができるまで—サプライチェーンと価格」の講義内容

	内容	参考資料など
1	T シャツができるまでのプロセス（デザイン、アパレル、紡績、縫製、販売の流れ）	業界説明
2	繊維製品主要生産国（新興国、中国、アセアン諸国が多い）と輸入の推移	棉生産国や輸入に関する資料
3	中国とアセアン諸国のサプライチェーンにおいて発生している労働などの人権問題、労働問題の類型化	ユニクロ中国工場内の労働環境調査報告書
4	国連のビジネスと人権分野の国際的な潮流（国際協定、社会的責任としての CSR の説明）	国連ビジネスと人権に関する指導原則、CSR
5	2015 年英国現代奴隷法と同法に対する大企業の対応	2015 年英国現代奴隷法
6	<課題>人権を尊重しながらで T シャツを販売するとしたら、適正価格はいくらか。根拠とともに発表せよ。	グループディスカッションとグループ発表

出所) Energetic Green 和田氏の発表内容から筆者作成

経営学的な基礎知識がほとんどないままでの学生たちのグループ研究であったが、学生はまずファストファッションの ZARA、H&M、GU、ユニクロなどのファストファッションブランドやアディダスなどスポーツブランドにおける生産地と販売地をむすぶサプライチェーンを調べた。次に、サプライチェーンが行われている国における最低賃金など労働法、綿花の原価などを調べ、1 枚の T シャツの販売価格を 500 円から 2500 円に設定し、その根拠と推測されるデータとともに発表した。受講生は、安いファストファッションの裏側のサプライチェーンにおける労働問題や、欧米における消費者運動、そしてそうした市民運動が契機となって実現した 2015 年の英国現代奴隷法、国連の「ビジネスと人権における国連指導原則」など、途上国の労働者の人権侵害（リスク）を疑似体験ではあるが、多少は実感をもって参加できたようだった。

今後、「モノができるまで—サプライチェーンと価格」や「食べ物が私たちの食卓に届くまで・シーフードとサプライチェーン」編が、本研究の事例等からアクティブラーニング的な授業で活用できる教材として作成していく可能性が考えられる。

なお、こうした、一枚の T シャツなどモノから産業の歴史やサプライチェーンを追跡する教育手法は、米国ジョージタウン大学のピエトロ・リボリ教授（金融、国際経済学専門）も実践していた。この授業のプロセスは、『あなたの T シャツはどこから来たのか』（2007）（原題 *The Travels of A T-shirt in the global economy-An Economist examines the modern power and politics of world trade*, 2005）に記されているように、表 5 の構成となっている。この英文原著は日本語翻訳が発行された 2007 年当時ですでに 11 か国語に翻訳されたほか、発行の 2005 年には米国でフィナンシャルタイムズ紙とゴールドマン・サックス社が共催した第一回年間優良ビジネス書の最終選考 5 冊にエントリーされたほか、全米出版社協会より 2005 年の最優秀学術書（金融・経済部門）に選ばれたという。

表 5 『あなたの T シャツはどこから来たのか？』（日本語版）の構成

	タイトル	内容
第 1 部	キング・コットン—200 年にわたる米国棉産業の覇権	米国棉の歴史、労働市場の回避
第 2 部	メイド・イン・チャイナ	棉中国へ上陸、底辺に向かう長い競争、徐行今昔物語
第 3 部	もう一つの国境問題—アメリカに帰るわたしの T シャツ	中国製 T シャツ対米国の費用、保護貿易政策、40 年の暫定的保護の終焉
第 4 部	本物の市場原理—ついに自由貿易に向かうわたしの T シャツ	中古 T シャツの行方、零細企業と東アフリカとアメリカン T シャツ

出所) 『あなたの T シャツはどこから来たのか？ 誰も書かなかったグローバリゼーションの真実』の目次より、筆者抜粋。

② 紛争鉱物と私たちの日常生活に欠かせない携帯電話との関係

スマホやコンピュータなど現代人の日常生活には欠かせなくなっている電子機器には必ず使用されている希少金属と消費者・生活者としての私たちとの関係を再考できる話題が教材として発行されている。開発教育協会発行の『スマホから考える 世界・わたし・SDGs』（2018 年 3 月

発行)だ。筆者は、開発教育協会では2007年に『ケータイの一生—ケータイを通して知る 私と世界とのつながり』も発行したが、携帯電話の主流がスマートフォンに移行している現代、『ケータイの一生』は絶版となっている。

この教材の背景となっている紛争鉱物について触れておく。携帯電話の部品原料の多くは、日本では採掘できないため海外から調達する原料に依存している。その中でも、製造に欠かせない金、錫、タングステン、タンタルなどの希少金属は、多くがコンゴ民主共和国東部の紛争地域で採掘され、グローバルサプライチェーンが購入することで武装勢力の資金源になっていることから「紛争鉱物」とも呼ばれている。「ビジネスと人権に関する国連指導原則」を執筆したラギーは自著で、紛争地域では企業活動と人権侵害は共存関係となりうること、とくにコンゴ民主共和国¹⁰における鉱物資源採取を例証に挙げている。すなわち、国内の採掘現場での強制労働、住民強制立ち退き、国外の広範なネットワークでのこの紛争鉱物の買取り、取引、輸送、加工、販売するグローバルビジネス、そして融資や決済を提供した金融機関などが関与する二重の人権侵害であるとしている(ラギー 2014:72-74)。

筆者は2012年頃から、大学学部生の授業(明治学院大学国際学部国際キャリア学科の必修科目「Life and Career Development 1」)で、『ケータイの一生—ケータイを通して知る 私と世界とのつながり』(2007)をスマホやPCに置き換え、またスマホを取り巻く紛争鉱物取引の問題理解、一市民としてまた一ユーザー、消費者として行動できること、などを、米国のNGOのenough project¹¹のサイトの情報などから取り入れて構成してきた。2018年発行の『スマホから考える』を含め、その概要は表6に示す通りである。

表6 『ケータイの一生』『スマホから考える』の構成と「紛争鉱物と私たちの関係」授業の構成

	『ケータイの一生』 (2007)	『スマホから考える』 (2018)	「紛争鉱物と私たちの関係」 (2012~2017)
1部	わたしたちに身近なケータイ	もっと知ろう! スマホのこと(流通、原料の世界地図)	スマホ、PCなど身近にある電子機器と所有個数などから考える
2部	ケータイができるまで(原料の世界地図、原料を巡る争奪戦、生産現場での労働・環境問題)	スマホをとりまく問題を考えよう(紛争鉱物取引問題、新聞記事、組み立て工場での人権侵害)	電子機器の原料調達、生産過程(原料の世界地図、原料を巡る争奪戦、生産現場での労働・環境問題)
		DVD『スマホの真実—紛争鉱物と環境破壊とのつながり』(アジア太平洋資料センター政策)視聴推奨	※enough projectの動画視聴
3部	ケータイのその後(リサイクル)		電子機器に含まれる希少金属について(オリンピックメダルへのリサイクルなど)
4部	私たちにできること(ダイヤモンド・ランキング)	私たちにできることを考えよう(SDGs、ダイヤモンド・ランキング)	私たちにできること(enough projectサイトより、米国の大学生の行動、ロビーイング、紛争鉱物規制をしている企業ランキング、ビジネスと人権の理解など)。

出所)『ケータイの一生』『スマホから考える』を参考に筆者作成

米川は著書『世界最悪の紛争「コンゴ」—平和以外に何でもある国』（2010年）に、国際社会のコンゴ東部の紛争に関する関心が低いとしている（米川 2010=2012:19）。しかし、この初版が出版された2010年頃、OECDでは紛争鉱物の取引を規制するガイドラインが策定され、米国でも紛争鉱物取引規制項目があるドッド・フランク法が2010年に成立した。その背景には、アフリカのシエラレオネ国における紛争鉱物ダイヤモンドをめぐる取引の裏社会を描いた2006年に公開された映画『ブラッドダイヤモンド』、2007年に米国で設立され、大量虐殺と人道に対する犯罪行為の撲滅をミッションとしたNGOのenough projectによる調査による効果的な広報、大学生に向けた行動のアピール、政府へのロビーイング、大企業における紛争鉱物の使用や取組ランキングの公表等の活動が、大学生をはじめ、消費者など市民社会や政治家を動かす契機になったことも要因のひとつであるだろう。

なおEUでも紛争鉱物資源取引を規制する案が2016年3月に採択され、2021年1月1日より適用される見通しであるという¹²。紛争鉱物をめぐるビジネスと人権は、ビジネスが紛争を助長しないとの合意のもとで規制が進められている。しかし、紛争地域においてレイプなど心身にダメージを受けた女性たち、また強制移住などで生活の基盤を破壊された地域住民の「救済」アクセスは不明瞭である。

しかし、国際社会の紛争鉱物取引規制の意義と課題について、華井は『スマホから考える』冊子のコラムにおいて、紛争鉱物調達規制は否定的な評価と肯定的な評価に二分されていると述べている。否定的な評価は、企業が行う紛争鉱物調達調査はどこまで実現できるのか、とくにサプライチェーンの最下流に位置する企業が紛争鉱物の原産地を特定できるのか、という規制の設計自体に無理があるのではないかと、というものだ。また肯定的な評価は、コンゴ東部の錫、タングステン、タンタルの鉱山採掘場においては2014年までに「コンフリクトフリー」の鉱物が7割になったとの国際社会の規制強化の成果を示したことによる。しかし、コンゴでは不安定な政治、また資金難に陥った武装勢力による略奪の増加等、新たな人権侵害事態が発生しており、問題解決に至るまで多くの課題が残されている（華井 2018:15）と述べており、紛争地域での弱いガバナンスにおけるビジネスと人権に関わる国連指導原則の実施はまだまだ困難であることを示している。

携帯電話など電子機器で使われる紛争鉱物の問題は、私たちの日常生活の身近なところから、世界とのつながり、SDGs、ビジネスと人権を考える非常によい契機を提供している。ビジネス界として、消費者として、学生として、さまざまな立場からどのようにこの問題に対峙していくべきなのか、教材の内容についてさらに質を高めるよう研鑽に励みたい。

まとめ

グローバルに展開するビジネスや国を越えて働く移住労働者、そして人権侵害に遭ったときの支援団体、支援の役割はなにか。また現代社会で実際に起きているこうした事柄をどのように教育現場で伝え、解決方法を共に考えていくのか。「グローバル人材」との言葉だけが闊歩するグローバル化の表面の繁栄を享受するだけでなく、人が大事にされ、持続可能な社会を構築していく必要がある。2年間の本研究の調査研究期間において、グローバルに展開する企業の社会的

責任としての「ビジネスと人権に関する国連指導原則」が 2011 年に導入されたにもかかわらず、現実には、移住労働者をはじめ、弱い立場に置かれた人々の人権侵害が発生していることがわかった。「企業の社会的責任と市民の社会的関与の研究—大学と社会をつなぐ体験的な学びの視点から」という本研究が提示した、ビジネスにおける人権侵害の防止、除去と、可及速やかに侵害された人権の救済のメカニズムを構築していく社会的責任と、消費者、市民、将来のビジネスを担う人に教育機会を提供する大学の学びの課題が明らかになった。今後も引き続きこの連関を探りたい。

<参考文献・参考資料>

- 石川実令 2014 「米国金融規制改革法紛争鉱物規制とグローバル SCM への影響」、日本流通学会関東甲信越部会報告論文。
 開発教育協会 2007 『ケータイの一生—ケータイを通して知る 私と世界とのつながり』、開発教育協会
 2018 『スマホから考える 世界・わたし・SDGs』、開発教育協会
 齋藤百合子 2016 「メコン地域における人身取引対策の課題—タイの労働搾取型の人身取引への対応」『国際学研究』第 49 号、明治学院大学、p123-138。
 西谷真規子 2017 『国際規範はどう実現されるか—複合化するグローバル・ガバナンスの動態』、ミネルヴァ書房。
 華井和代 2018 「紛争鉱物取引規制の意義と課題」『スマホから考える 世界・わたし・SDGs』、p15、開発教育協会。
 山田美和 2016 年度政策提言研究「新興国市場における企業活動と人権リスクに関する調査・研究ならびにナショナル・アクション・プラン策定に関するプラットフォーム構築事業」『「ビジネスと人権に関する国連指導原則」をいかに実行するか—日本の行動計画（NAP）策定にむけての報告書』、2017 年 4 月 28 日、日本貿易振興機構アジア経済研究所。
 米川正子 2012 『世界最悪の紛争「コンゴ」—平和以外に何でもある国』、創成社。
 ラギー、ジョン・ジェラルド 2014 『正しいビジネス 世界が取り組む「多国籍企業と人権」の課題』、東澤靖訳、岩波書店。
 Rivoli, Pietra 2005 *The Travels of a T-shirt in the Global Economy : An Economist Examines the Markets, Power and Politics of the World Trade*, Wiley 2005
 Ruggie, John Gerard 2013 *Just Business : Multinational Corporations and Human Rights*, Norton.

【参考資料】

研究期間および方法

本研究は 2016 年 4 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日までの 2 年間実施した。2 年間に実施した国際シンポジウムおよび教育手法に関する研究会および実践は以下の通りである。

○国際シンポジウム

「“寛容”を超えて—移民と移民家族の社会包摂のための協働」（2016 年 7 月 22 日、明治学院大学横浜校舎で Mekong Migration Network（MMN）との共催）

タイ、カンボジア、ミャンマー、ベトナム、日本、米国、英国、香港の市民団体や元インドシナ難民個人の報告者を迎えて実施した。参加者約 70 名。

「メコン地域と日本をつなぐ人身取引問題を考える—シーフード・サプライチェーン、“被害者”支援と当事者運動、そして私たちの役割」（2017 年 3 月 24 日、明治学院大学白金校舎）

タイ船籍の漁船労働者（移民労働者、強制労働）の実態報告、タイ漁業と人身取引研究報告、人身取引“被害者”当事者団体および支援（国際機関、NGO）による報告があった。参加者約 70 名。

これらの報告の後に質疑応答および議論が行われた。企業の参加はなかったが、企業での就労に関心をもつメコン諸国の人々、つまり送り出し側の事情について見識を深めることができた。さらにこうした移民、移住労働者を支援する市民団体がどの国でも活躍しており市民社会の形成に資する存在となっていることがわかった。

「ビジネスと人権—社会的課題への対処と持続可能な社会（SDGs）の実現を考える」（2018年3月7日、明治学院大学白金校舎）

国連で2011年に承認された「ビジネスと人権指導原則」推進が期待される中、サプライチェーンにおける移民労働者の人権状況に関する報告と討論、また労働搾取型の人身取引、および衣食住と関係性をつくる“働き方”、および起業という働き方など、働き方の提案に関する報告と議論が行われた。参加者約20名。

○調査

「日本における移民、移民労働者の実態」（2016年7月22日から25日、Mekong Migration Network（MMN）との共同調査）

東京、神奈川、石川、京都において、主婦かつ外国語教育ボランティア、工場労働などに従事する、ミャンマー、タイ、フィリピンからの移民労働者の実態に関する調査を実施した。

「香港ビジネスインターンシップに関する調査—」

香港で4週間のインターンシッププログラムに参加している学生および受け入れの Pasona Education Co. Ltd. Hongkong 社で、「グローバル人材」やグローバルで働くこと、人権を尊重した働き方などの調査を実施した。

○研究会

「大学教育における海外体験学習研究会」（2016年6月16日、2016年12月2日、いずれも同研究会と共催、明治学院大学白金校舎）

新興国や途上国における現地理解の手法やリスクを契機としたリスクコミュニケーションなどの手法について報告の上、議論がなされた。

「ライフリタラシー研究会」（2017年9月22日、明治学院大学横浜校舎）

ライフリタラシーに関する共催を開発した加藤千晃氏を迎え、その意義と課題について議論を行った。

その他、以下のセミナー等に参加し、情報収集と考察の機会を得た。

- ・国際シンポジウム「SDGs に貢献する責任あるビジネス・責任あるサプライチェーン—『ビジネスと人権に関する国連指導原則』を日本はいかに実行するのか」（2018年3月2日、ジェトロ・アジア経済研究所主催）
- ・セミナー「『パーム油』から持続可能な調達を考える」（2017年9月国際開発学会社会連携委員会主催 聖心女子大学）
- ・セミナー「ミャンマー経済特別区開発の今：環境と暮らしへの影響」（2017年6月7日、メコンウォッチ主催 常圓寺）

○教育手法研究および実践

『適正価格-Tシャツができるまで』ワークショップ（2016年12月12日と19日、明治学院大学横浜校舎）

企業の社会的責任事業に関するコンサルティング業を営む株式会社エネジェティックグリーンの協力を得て、明治学院大学国際学部国際キャリア学科「Life and Career Development 2」の授業で『適正価格-Tシャツができるまで』ワークショップを実施した。まずエネジェティックグリーン社長の和田氏に12月12日にTシャツの製品をつくるまでの過程における原料、労働、倫理、公正価格また英国の反奴隷法（Anti Slavery Act）など国際情勢や国連の動きなどについて、まず「モノができるまで—サプライチェーンと価格」との内容で講義していただいた。そして受講者を8グループに分け、1週間後に根拠を示しながらグループ毎に適正価格を発表した（12月19日）。

『ライフリタラシー』ワークショップ（2017年10月、明治学院大学横浜校舎）

明治学院大学国際学部国際学科の「インターンシップ」科目において、大学を卒業して社会人となった後に遭遇する労働や転職、失業、個人生活、社会保障などさまざまなライフイベントが発生したときの対応等をライフリタラシー手法を実践しながら学んだ。リタラシーの向上がセーフティネットを拡大することにつながることを学ぶキャリア教育の実践ツールとして活用した。

その他、「携帯電話等電子機器と紛争鉱物」（開発教育協会やアジア太平洋資料センターが教材やDVDを制作）や「チョコレートと児童労働」（NPO法人ACEが教材を制作）に関し、教材を入手し、内容についての検討を行った。また、米国のビジネスと人権に関する Verite が Web 上で公開している資料やツールからも手法を検討した。

<注>

- 1 (1) については、吉井論文が企業の社会的責任を国際社会はビジネスと人権としてどのようにとらえてきたかを別稿にて記している。
 - 2 米国金融規制改革法。アフリカのコンゴ共和国など紛争地域からの鉱物調達サプライチェーンを法的に規制する法律で2010年7月に成立した。同法の第1502条の紛争鉱物規制の内容は、米国に上場し、製造または製造委託する製品の機能または製造にコンゴ民主共和国および周辺国の錫、タンタル、タングステン、金など国務長官が武装勢力の資金源になるとみとめた紛争鉱物を必要とする企業は、SECに報告義務がある（石川 2014）。
 - 3 英国現代奴隷法が対象とする企業は、英国でのビジネス売上高3600万ポンド（約65.5億）を超える企業で、英国で事業展開をする複数の日本企業が含まれる。対象企業は、社のホームページなどで「奴隷・人身取引声明」の中に以下の内容を含むこととされている。
 1. 組織の構造と事業及びサプライチェーン。
 2. 奴隷と人身取引に関連する方針。
 3. 事業とサプライチェーンにおける奴隷と人身取引に関連する人権デュー・デリジェンスのプロセス。
 4. 事業とサプライチェーンのどこに奴隷と人身取引のリスクがあるか、また、そのリスクに対して評価し、管理するために講じるステップ
 5. 奴隷と人身取引が業務とサプライチェーン上で起こっていないことを確認する方法の有効性と、その行動の業績評価指標による測定。
 6. 奴隷と人身取引に関する研修のスタッフへの提供
- （下田屋毅「英国の現代奴隷法による日本企業への影響——下田屋毅の欧州CSR最前線」
<http://www.alterna.co.jp/16719/2> 2018年5月4日最終アクセス）
- 4 【インド】児童労働規制強化法が制定、家族経営企業労働を容認したことにユニセフは批判

- Sustainability Japan <https://sustainablejapan.jp/2016/08/09/india-child-labor-law/23131> (2018年5月4日最終アクセス)
- 5 <https://www.finnwatch.org/.../cheap%20has%20a%20high%20price...> (2018年5月4日最終アクセス)。
 - 6 Finnwatch 2018 April 24th Q&A: Criminal and Civil Prosecutions-Natural Fruit vs. Andy Hall. http://finnwatch.org/images/NaturalFruitvsAndyHallQA_April2018.pdf (2018年5月4日最終アクセス)。
 - 7 Patima Tangpuchayakul 21/10/2015 “The Special Report on Operations saving workers in fishing boats from Indonesia” Seafarers Action Center (SAC) and Labor Rights Promotion Network Foundation (LPN) 2018年3月24日国際シンポジウムでの配布資料。
 - 8 2017年3月24日、LPNの代表ソンボン・サケーオ氏が来日した際のインタビューより。
 - 9 日本が海外の就労先と考えられているのは、カンボジアでは日本での技能実習生としての渡航を「労働」とであるとみなしているからだともム氏は説明していた。
 - 10 コンゴは天然資源の宝庫で世界の埋蔵量 65%を占めると言われるコバルトをはじめ、コルタン、金、銀、錫、ダイヤモンド、銅、カドミウム、亜鉛、マンガン、ゲルマニウム、ウラン、ラジウム、ポーキサイト、鉄鋼、石炭などである(米川 2012:140)。
 - 11 The enough project <https://enoughproject.org/about> (2018年5月4日最終アクセス)。
 - 12 ジェトロビジネス短信「欧州議会、紛争鉱物資源に関する規則案を採択—在欧日系企業の見方—」
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/03/3f59b092ac45a22e.html> (2018年5月4日最終アクセス)。

※本報告書は、国際学部付属研究所共同研究「企業の社会的責任と市民の社会的関与の研究—大学と社会をつなぐ体験的な学びの視点から」の最終報告書である。